# 関市農業委員会総会議事録

場所:関市武芸川事務所 3-2会議室

#### ○議事日程

平成27年10月5日(月曜日)午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員(28名)

1番	早川	英雄	君	2番	早川	誠一	君	3番	佐藤	久雄	君
4番	早川	清治	君	6番	佐藤	善一	君	7番	清水	宗夫	君
9番	石木	治男	君	10番	後藤	利彦	君	11番	大澤	慶一	君
12番	八木	豊明	君	13番	杉山	德成	君	14番	村井	由和	君
16番	亀山	浩	君	17番	安田	孝義	君	20番	中島	利彦	君
22番	加藤西	汝比古	君	23番	土屋	尊史	君	24番	神山	博和	君
25番	野村	茂	君	26番	長屋	芳成	君	27番	日置	香	君
28番	藤川	勝	君	29番	相宮	千秋	君	30番	永井	博光	君
32番	伊佐均	也鐡夫	君	33番	川村	信子	君	34番	漆畑	和子	君
35番	岩田	幸子	君								

### ○欠席委員(7名)

8番	兼村	正美	君	15番	山田	晴重	君	18番 篠	田 泰道	君
19番	横井	文雄	君	21番	増井	賢一	君	31番 岡	田 忠敏	君
36番	整見	勇	君							

### ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広	君
農業委員会事務局係長	内田 千夏 君	洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎	君
板取事務所 主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘	君
武儀事務所 主査	猿渡 香織 君	上之保事務所 主査	加藤光太郎	君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐(長尾成広君) それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

(市民憲章を唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長(佐藤善一君) おはようございます。今日は武芸川事務所での開催となりましたが、見晴らしも良く、今年改修されとてもきれいな建物になっていて驚きました。

今日は午後から農政推進委員会もあり長丁場になりますが、よろしくお願いします。

- ○課長補佐(長尾成広君)それでは、農業委員会事務局長にあいさつをお願いします。
- ○事務局長(玉田和久君)おはようございます。本日は10月5日であり、これから秋の収穫の時期に入ってきます。10月、11月は刃物祭りに始まり、産業祭、農業祭や婚活イベントも開催されまして農業委員の皆様にもご協力を賜ることがあるかと思いますがよろしくお願いします。

また、この度農地法が改正されまして、農業委員の定数の変更や農政推進委員会に代わるものの組織化など、色々と皆様と協議していかなければならないことがたくさんあります。

その際にはまたよろしくお願いします。

○議長(佐藤善一君) それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、8番 兼村正美委員、15番 山田晴重委員、18番 篠田泰道委員、19番 横井文雄委員、21番 増 井賢一君、31番 岡田忠敏委員、36番 鷲見 勇君が欠席ですが、会議規則第8条により委員 の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

30番 永井博光委員、32番 伊佐地鐡夫委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、市平賀地内、岐阜医療科学大学の北490mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、3442㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、広見地内、広見野々宮神社の北東270mほどに位置する田、764㎡の うち342.3㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、下白金地内、津保川桜橋の北西200mほどに位置する登記地目が宅地、 現況地目が畑、82.64㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ無償にて譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北210mほどなどに位置する畑2筆、 256㎡、田5筆2551㎡です。

譲受人は、申請地を取得し新規に農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、管理していた兄弟が他界し農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

使用貸借の設定で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北70mほどに位置する畑、638 m²です。

使用借人は、4番の譲受人と同一人であり、申請地を借り受け、農業経営を新規に図りたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの1件、農地法第3条第2項 各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いい たします。

- 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番(早川英雄君) 1番について異議ありません。
- ○14番(村井由和君) 2番について異議ありません。
- ○17番(安田孝義君) 3番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) 4番、5番について担当委員より異議なしと伺っております。

それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

ありがとうございました。

議案第1号の5件につきまして原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、 意見を求めます。

議案は4ページになります。

1番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、東新町7丁目地内、長良川鉄道関富岡の北西340mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地で1243㎡のうち2箇所255.64㎡ 及び 田2筆、157㎡です。

申請人は、市外に居住しており、農業経営が困難になってきたため、農地転用してある一体利用地とともに共同住宅を建築したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田及び一部雑種地であったため始末書の添付があります。 農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

事業計画変更の1番と同時許可案件になります。

2番の案件は位置図が、7ページになります。

申請地は、稲口地内、稲口公民センターの東310mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が 宅地、284m<sup>2</sup>です。

申請人は、申請地の北隣に居住しており、申請地を庭及び進入路として整備をしたいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、下有知地内、中部電力下有知変電所の西北西230mほどに位置する田2筆、334 8㎡のうち1811.85㎡です。

申請人は、申請地に太陽光発電設備を整備したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、申請地の北側の市道を、自費工事により4m以上に拡幅し、申請地の全面まで水道管を埋設されましたので、水管下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で(幅員4m以上)申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設または公共公益施設があることとある条件に該当することになったため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、下有知地内、下有知中学校の南西230mほどに位置する田750㎡です。

申請人は、申請地と隣接する一体利用地に一般個人住宅及び資材置場を建築、整備したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、池尻地内、西光寺の北東140mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、306㎡です。

申請人は、申請地の東隣に居住しており、申請地に農業倉庫を建築したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件ですが訂正があります。議案の6ページの土地の地目の現況の欄をご覧ください。

田一部雑種地とありますが、763-1は、現況地目は、田でしたので訂正をさせていただきます。

位置図は、11ページになります。

申請地は、下白金地内、下白金水源地の南南東90mほどに位置する登記地目が田2筆、103 7㎡のうち591㎡です。

申請人は、申請地と農地転用を過去に取得した隣地を利用して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

事業計画変更の3番と同時許可案件になります。

以上6件について、ご審議をお願いします。

- 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番(早川英雄君) 1番について異議ありません。
- 7番(清水宗夫君) 2番について異議ありません。
- ○11番(大澤慶一君) 3番について異議ありません。
- ○12番(八木豊明君) 4番について異議ありません。
- ○13番(杉山徳成君) 5番について異議ありません。
- ○17番(安田孝義君) 6番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- ○23番(土屋尊史君) 3番の件ですが、道を拡幅するために田をブロックにしたのか、どういう経緯であったのか教えていただきたい。
- $\bigcirc$  1 1 番(大澤慶一君) ここは両方側溝でしたが開水路でしたので、今回蓋付の側溝に入れかえました。農地を使用して拡幅したわけではありません。
- ○23番(土屋尊史君) わかりました。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜 県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の6件を原案とおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第3号農地法第5条第一項の規定による許可申請の意見についてを議題といたしま す。事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)議案第3号農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は7ページからになります。

1番の案件は位置図が12ページになります。

すみませんが、位置図に申請箇所に訂正があります。黒く塗ってある申請箇所の上から二段目の 4 筆については、保留地(宅地)であり、一体利用地になりますので訂正しお詫び申し上げます。

賃貸借権の設定で申請地は鋳物師屋笠屋区画整理14街区地内、天神公民センターの南南東170mほどに位置する農地4区画、1970㎡です。

賃借人は、医薬品の製造販売等を業としており、申請地とその北側の保留地である一体利用地を借り受け、ドラッグストアを建築したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

9月17日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

なおこの笠屋区画整理については、大型商業店舗誘致型の区画整理を行っており今年の12月には全地域の使用収益を開始するそうです。ちなみに、開発面積は、1000㎡を超えていますが、区画整理自体が調整機能等を整備していて開発でもあるため、この案件は関市開発要綱の対象とはなりませんので申し添えます。

2番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は清水町地内、中濃消防組合消防本部の北100mほどに位置する畑、442m<sup>2</sup>です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、建売分譲住宅を建築したいというもの。 譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというも のです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、申請地については、平成14年4月26日に駐車場の用途として5条転用許可により、地目を雑種地に変えていますが、平成18年の現在の譲渡人への所有権移転の際に登記地目を畑に地目変更していますので、その当時の許可は無効となり、再度農地転用の申請になっていますので申し添えます。

3番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は明生町3丁目地内、桜ケ丘小学校の北東60mほどに位置する畑、192 ㎡です。

譲受人は、申請地の北側に居住しており、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。なお、本申請地は、ご存知の方もあると思いますが、平成27年8月の総会にて、現譲渡人より不動産会社へ宅地分譲地として5条許可申請があり、8月28日に許可されましたが、先月取消が受理され、今回の申請に至っていますの申し添えます。

4番の案件は位置図が15ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は神明町3丁目地内、神明町南ヶ丘公園の北東110mほどに位置する畑一部雑種地、259㎡です。

使用借人は、申請地を使用貸人である父より借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。 使用貸人は、農業経営が困難になってきたため使用借人である息子の申し出に応じ貸しつけるとい うものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

5番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は北仙房地内、竪仙房公民センターの南東300mほどに位置する田、476㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、貸駐車場敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、申請地の北側の土地について、平成25年5月29日に譲受人が5条転用許可により、宅地分譲地として651㎡の許可を取られていますが、最近埋め立てられた状態であり、今後、もし申請地と一体利用されるような場合には、事業計画変更や併せて1127㎡となるため開発要綱の対象地となりますので申し添えます。

6番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、西本郷通6丁目地内、中濃厚生病院の南東290mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、46㎡です。

譲受人は、申請地の南側にて自動車部品及びプラスチック製機械部品を製造する工場を営んでおり、申請地を譲り受け、手狭になってきた駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で、申請地は西本郷通6丁目地内、中濃厚生病院の南東300mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、185㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、自己用 の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、山崎公民館の南西180mほどに位置する登記地目が田、現 況地目が宅地、364㎡です。

譲受人は、医療法人を経営し申請地北側に介護保険の居宅サービス用の福祉施設を運営しており、申請地を譲り受けて、庭として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、山崎公民館の西360mほどに位置する田、1831㎡です。 譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、建売分譲地として整備したいというもの。 譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、3種農地に近接する10ha未満の農地の区域に該当するため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、熊の段公民館の北70mほどに位置する田、274㎡、畑、 109㎡、登記地目が畑、現況地目が雑種地、571㎡及び登記地目が田、現況地目が宅地、18 1㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、分譲住宅地として整備したいというもの。 譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、農地一部宅地及び雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、東志摩公民センターの南南東700mほどに位置する畑、 2 筆531 ㎡です。

譲受人は、土木建築・建設業等を営んでおり、申請地を譲り受けて、北側にあった資材置場及び 駐車場を譲渡するため、代わりに申請地を含む一体利用地を資材置場及び駐車場等として整備した いというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

12番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は、池田町地内、池田公園の北東110mほどに位置する田、168㎡です。 譲受人は、飲食業を営んでおり、申請地を譲り受けて、飲食店(喫茶店)を建築したいというも の。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難なため譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、申請地の南隣は、本年6月29日に譲受人が、飲食業送迎車駐車場及び倉庫にて許可を受けていますが、一体利用はしない旨伺っております。

13番の案件は議案に訂正があります。12ページの13番の真ん中にある権利の欄についてですが、所有権移転が間違いで、賃貸借権の設定が正しいため、賃貸借権と訂正しお詫びさせていただきます。

位置図は24ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、広見地内、広見野々宮神社の北東260mほどに位置する畑、383㎡のうち174.87㎡及び田709.13㎡のうち435.89㎡です。

賃借人は、織物製造業を営んでおり、申請地を借り受け、事業拡張のため織物製造工場を整備したいというもの。賃貸人は、農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じるというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から30年間としています。

14番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、広見地内、広見野々宮神社の北東250mほどに位置する田、764㎡

のうち371.27m<sup>2</sup>です。

譲受人は、13番の案件の賃借人と同一法人であり、申請地を譲り受け、事業拡張のため織物製造工場を整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じるというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

15番の案件は位置図が26ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、広見地内、広見野々宮神社の北東300mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、92mのうち9.16mです。

使用借人は、織物製造業を営んでおり、申請地を譲り受け、宅地である一体利用地とともに織物製造工場を整備したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

16番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、下白金地内、下白金水源地の南西220mほどに位置する登記地目が田、 現況地目が宅地、56㎡です。

譲受人は、家電販売業を営んでおり、申請地を譲り受け、手狭になった倉庫を新たに建築したい というもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が28ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の西南西340mほどに位置する田2筆、648㎡です。

賃借人は、金属建具販売や住宅リフォーム等を営んでおり、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

18番の案件は位置図が29ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北70mほどに位置する登記地目が畑、 現況地目が山林、479㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、植林をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り 渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、山林であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外に属さないと考えられるため、第2種農地と判断します。

19番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀下之保地内、武儀西小学校の北北東420mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、10㎡です。

譲受人は、建築業を営んでおり申請地を譲り受け、手狭になった倉庫を建築したいというもの。

譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

20番の案件で位置図は31ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保明ケ島地内、明ヶ島運動公園の北東430mなどに位置する登記地目が畑、現況地目が山林5筆、401㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、植林をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、山林であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外に属さないと考えられるため、第2種農地と判断します。

21番の案件は位置図が32ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸市場地内、洞戸小学校の南西170mほどに位置する登記地目が畑、 現況地目が宅地270㎡です。

譲受人は、自動車修理業を営んでおり、申請地を譲り受け、作業所及び倉庫を建築したいという もの。譲渡人は、息子である譲受人の申し出に応じ無償で譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの16件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの2件、計21件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番(早川英雄君) 1番について異議ありません。
- 7番(清水宗夫君) 2番、3番、4番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) 担当委員より5番、6番、7番について異議なしと伺っています。
- ○10番(後藤利彦君) 8番、9番、10番について異議ありません。
- ○12番(八木豊明君) 11番について異議ありません。
- ○13番(杉山徳成君) 12番について異議ありません。
- ○14番(村井由和君) 13番、14番、15番について異議ありません。
- ○17番(安田孝義君) 16番について異議ありません。
- ○20番(中島利彦君) 17番、18番については担当の横井委員、19番については増井委員より異議なしと伺っています。
- ○22番(加藤政比古君)20番について異議ありません。ただ筆の中に農振地があり、地域ではこのような状況が多々見受けられるように思います。山の中に農振地域があったりしますが、行政の方でどうにかできないものでしょうか。
- ○事務局長(玉田和久君)山の中に農振地域が存在することが多々あるのは確かに目につきます。 来年か再来年に市全体で農振農用地区域を見直す機会がありますので、その際に実態にあうよう に整理していきたいと思います。
- ○24番(神山博和君) 21番についてですが、ご提案があります。この案件はすでに20年ほど前から今の状況になっています。5mほどの道路に即した場所です。嵩上げをして現状のように使用しています。隣接地は農地で同意書もありますが、屋根の雨水は吸い込みと記載されているにも関わらず現地を確認したら要は垂れ流しの状態です。こういう事案は他にもあると思わ

れます。私は一応許可しますが条件を付けますと言いました。雨水は垂れ流しと判断されますから、今後なんとかしてくださいと伝え、わかりましたと返答を頂きました。

もう一つ、これはメイン道路に面しており、自動車整備工場・鈑金工場とわかっていますので、 周囲には排煙・排水の問題がでてくる可能性が十分あると容易に考えられたはずです。そういった場合に、なぜ当時の農業委員をはじめ色々な方が気付かれなかったのか。そして20年近くも 経過し、始末書で処理されてしまうという現状を疑問視していただきたいです。

○事務局長(玉田和久君) 今、言われましたように、無断で転用してしまった案件がちょくちょくありますが、私たちも全部チェックしきれなくて、ここで対応する形になってしまうこともあります。皆様方も、気になる転用等を発見しましたら、すぐにご相談ください。

排水に関しましても、周囲の農地に悪影響を及ぼすことになってはいけませんので、状況をよく 確認して、おかしいと判断しましたら指導していく方向でいきますので、そのような際にはご協 力願います。

- 議長(佐藤善一君) それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- $\bigcirc$  2 3番(土屋尊史君)5番についてですが、事務局から説明もありましたが、今回の申請地の 北側の土地は農転許可済です。今回の申請地を合わせると 1 0 0 0 ㎡を越えて開発案件となりま す。テクニックとして、開発案件になるようなものを、一筆ずつ違った時期に許可を受けて、許 可後に一度に本来の目的で転用してしまうことがあります。そういう場合、注意は出来ないので しょうか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)今回の件に関しましては、都市計画課に相談しました。

北側を2年前に宅地分譲で許可を得て、今回南側を貸駐車場で申請して許可した場合、その後北側に住宅のみ建築し、南側を駐車場にした開発案件になるのではと危惧している旨を話しました。ただ、現状では予想しているに過ぎず、何も言うことは出来ません。業者が、もしそのように動き始めたら開発になるため、工事を中断させ、事業計画変更・開発申請を提出するよう指導することは出来ます。

○23番(土屋尊史君)申請者は、過去に注意をうけたことがある業者です。何度も同じ様に指導をうけるようなことがないように厳しく見守る必要があると思います。

○ 議長(佐藤善一君) その他に質疑がある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜 県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

#### (全員挙手)

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの16件、賃貸借権の設定に関するもの3件、 使用貸借権の設定に関するもの2件の、計21件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。 〇事務局課長補佐(長尾成広君) 農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。 議案は16ページになります。

1番の案件は位置図が33ページになります。

地積、計画範囲の変更で申請地は、東新町7丁目地内、長良川鉄道関富岡駅北西340mほどに位置する登記地目が田、1243㎡のうち829.59㎡及び田2筆、157㎡です。

当初事業計画は、申請地を、平成21年10月29日4条許可により申請地及び南隣の土地にて

共同住宅敷地として利用する予定であったが、建物の配置等に支障があり計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画は、当初の計画地の北側にある自分の土地が有効に利用できないなど支障があるため、区画を変更し、北側や西側の土地を計画地に含める計画に変更し、共同住宅を整備したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑及び雑種地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

- 4条の1番と同時許可案件になります。
- 2番の案件は位置図が34ページになります。

計画の変更で申請地は、小屋名地内、西部保育園の南東330mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、966㎡です。

当初(直前)の事業計画者である木原さんは、一番北側の道路に接する申請地を、昭和54年2月28日5条許可により一般個人住宅として建築予定だったが、その後平成2年12月11日5条及び事業計画変更許可により、その南側の2筆と東側の1筆を、一般個人住宅を断念した熊崎さんより取得し、4筆併せて一般個人住宅及び庭として整備する予定であったが、資金計画が苦しくなり計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画者は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、昭和54年当時の許可にある当初の一般個人住宅の計画地と平成2年に庭として取得した3筆の二区画を建売分譲住宅地として整備したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ雑種地でした。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が35ページになります。

計画の変更で申請地は、下白金地内、下白金水源地の南南東90mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地及び一部田、607㎡です。

当初事業計画は、申請地を、平成9年12月19日5条許可により申請地を工場及び作業場として利用する予定であったが、諸事情により計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画は、当初の計画地と西側の田を利用して、太陽光発電設備を整備したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

4条の6番と同時許可案件になります。

- 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番(早川英雄君) 1番について異議ありません。
- ○16番(亀山 浩君) 2番について異議ありません。
- ○17番(安田孝義君) 3番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) 質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の3件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の3件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は18ページになります。

賃貸借権の設定に関するものについて更新2筆1件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が2筆、3266 m<sup>2</sup>です。

地区は、東志摩地区です。

設定を受ける方は、小林敏彦さんです。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

- 議長(佐藤善一君) 以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について 事務局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君) 次回の総会は11月4日午前10時から関市役所大会議室です。 また、10月の主な行事予定は、10月14日が転用申請等受付締切日で、10月14日、15 日が転用申請等現地確認日で10月28日が農業会議答申日です。
- ○議長(佐藤善一君) これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。 午後11時10分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議	関巾四伊野 1 6 6 5 番地	
30番	関市武芸川町跡部1373番地	
		(1)
3 2 番	関市豊岡町2丁目1-18	
		€